

〈解答〉

- (1) 最高裁判所は、法律などが違憲か合憲かを最終的に判断する権限をもっているから。
- (2) 同業者による営業の独占をやめさせ、自由な経済活動を保障するため。
- (3) 森林から養分が海や川に供給されることによって、漁場が豊かになるため。
- (4) 貨幣経済（商品経済）が発達し、紅花などの商品作物を栽培して現金収入を得る農民があらわれた。
- (5) 選挙権があたえられる資格が25歳以上の男子から20歳以上の男女に広げられたため。

〈解説〉

- (1) 違憲立法審査権（法令審査権、違憲審査権）はすべての裁判所に与えられている。しかし、三審制のもとでは、下級裁判所の違憲判決は最終決定ではない。結局、終審裁判所である最高裁判所が最終的な判断を下すことになる。
- (2) 座は室町時代に、商人や手工業者らが同業者ごとにつくった組合である。座は公家や寺社に銭などを納めるかわりに保護を受け、商品の製造や販売を独占する権利を確保していた。織田信長は、市の税を免除すると同時に、座がもっていた特権を取り上げ、商工業の発展をうながした。
- (3) 一見無関係のように思える森と海には、実は密接な関係がある。森林の中で積もった落ち葉は分解されて土になり、この土の成分は、海藻が育つための栄養となる。森林から川に流れこんだ栄養分は、海に運ばれてこんぶなどの生長をうながす。その海藻には魚や貝が集まってくるため、海にとって森林は大切な役割を果たしている。
- (4) 江戸時代の中ごろになると、都市で織物や菜種油しぼりなどの手工業が発展し、農村では原料となる麻、綿、油菜や染料に使う藍や紅花など商品作物の栽培が広まった。こうした商品作物は現金の収入を得られるため、農具や肥料を購入するなど、貨幣が必要となった農民の重要な収入源となっていった。このため、農家の経営は不安定になり、土地を手放して小作人となる者が多くなる一方、土地を買い集めて地主となる者も現れ、農民の間での貧富の差が拡大していった。
- (5) 有権者数の移り変わりについては、下表を参照のこと。

選挙法成立年	1889	1900	1919	1925	1945	2015
選挙法実施年(衆議院議員選挙)	1890	1902	1920	1928	1946	2017
性別	男	男	男	男	男女	男女
年齢	25歳以上	25歳以上	25歳以上	25歳以上	20歳以上	18歳以上
直接国税	15円以上	10円以上	3円以上	なし	なし	なし
全人口に占める有権者の割合	1.1%	2.2%	5.5%	19.8%	48.7%	83.7%